

# 「もしかして高齢者虐待？」と思ったら… 迷わずご相談ください！



高齢者虐待とは、高齢者の人権を無視して、身体への暴行や心理的な外傷を与える行為、介護・世話の放棄、財産の不当な処分などを行うことです。高齢者虐待は家庭内で起こることが多くありますが、虐待をしている人はその認識がなく、また虐待を受けている人もその家族をかばうことがあり、発見が難しい状況にあります。

高齢者への虐待を防止するには、早期発見が大切です。虐待を早めに発見することができれば、さまざまな支援策を検討することができます。皆様のご協力をお願いします。

## 【高齢者虐待の気付きのチェックシート】

チェック	虐待の疑いがある「サイン」の例
	頭や顔などに、あざや傷がある。
	「怖いから家にいたくない」などの訴えがある。
	部屋に衣類や物が散乱し、汚れた衣類を着ている。
	身体から、かなりの異臭がする。
	性器の痛み、かゆみを訴える。
	無力感、諦め、投げやりな様子が見られる。
	体重が不自然に増えたり、減ったりする。
	「自由に使えるお金がない」と訴える。
	自宅から、高齢者や介護者・家族の、怒鳴り声・悲鳴・うめき声・物が投げられる音などが聞こえる。

※一つでも該当する場合、虐待を受けている可能性があります。

## 高齢者虐待に気付いたら、すぐにお電話を

虐待により、生命・身体に重大な危険が生じている高齢者を発見したときは、速やかに市町村に対して通報する義務が、全ての人に課されています(高齢者虐待防止法第7条第1項)。

地域の方々の見守りが、高齢者虐待の防止や早期発見につながります。近所などで高齢者への虐待に気が付いたときは、すぐ下記へご連絡ください。※通報者を特定するような情報は秘匿されます。

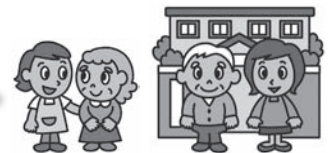
また、「自分は虐待を受けているのではないか」と思っている方で、身近に相談できる人がいないという場合も、下記へご相談ください。

「高齢者虐待かも?」と思ったら、ご相談ください!

**☎287-2516** (地域包括支援センター)

土・日曜日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分

# 高齢者虐待が疑われるときは… 「ショートステイ」で一時的に保護します



村では、虐待を受けている高齢者を一時的に保護するために、ショートステイ(短期入所)を利用できるよう、複数の施設と契約を結んでいます。虐待に気付いた場合には、速やかにご相談ください。

**対象**▼おおむね65歳以上の高齢者で、▽虐待や放置等によって、介護保険サービスを受けることができない▽認知症その他の理由により意思能力が乏しいため、在宅で日常生活を送ることが困難で、本人を代理する家族等がない—のいずれかに該当する方

**利用期間**▼介護保険に規定する給付と合わせて30日まで

**自己負担額**▼利用料の1割(9割は村負担)と部屋代・食事代等

## 介護する家族の方々を支援します

高齢者虐待では、高齢者の生命と尊厳を守る事が最優先ですが、虐待が生じている際には、介護の協力者や相談相手がない中で「孤独な介護」を行っている状況など、虐待する側も支援を必要としている場合があります。介護でお悩みの方は、一人で悩まずに、ぜひご相談ください。

**【問い合わせ】**▽高齢者虐待に関すること…地域包括支援センター(☎287-2516)▽ショートステイ事業に関すること…高齢福祉課高齢支援担当(☎282-1711 内線1164)